

住宅リフォーム等促進事業に係る手続き

※左側の番号順により進めてください

1 【事業所→地域振興課】／登録手続（有資格者）

「住宅リフォーム等促進事業に係る登録工事店届出書」／様式第1号

○添付書類

①町長が必要と認めた書類

※登録をされていない施工業者が行う改修工事は、対象外となります。

また、事前審査認定前に着手した工事も対象外となります。

2 【地域振興課→登録済み通知】

「住宅リフォーム等促進事業に係る登録工事店(有資格者)の登録について」

3 【施工主（代理人）→地域振興課】／申請

「住宅リフォーム等促進事業補助申請書」／様式第2号

○添付書類

①事業計画書

②改修工事のわかる書類（平面図、立面図等）

③固定資産税課税台帳の写し（補助対象住宅の所有者がわかる書類）

④工事見積書

⑤補助対象住宅の現状及び改修工事予定箇所の写真

⑥補助対象住宅の位置図

⑦空き家証明書（解体工事を申請する場合）

⑧委任状（請負業者等が代行して申請をする場合）

⑨その他

4 【地域振興課→施工主】／決定通知（却下通知）

「住宅リフォーム等促進事業補助決定(却下)通知書」／様式第3号

※町から申請者へ通知をします。この通知を受け取られてからリフォーム等の工事を開始してください。

4-1 【施工主（代理人）→地域振興課】／リフォーム等内容の変更

「住宅リフォーム等促進事業補助変更申請書」／様式第4号

※申請により決定を受けた内容から変更が生じた場合は変更申請をお願いします。

○添付書類（次のうち必要と認める書類）

- ①事業計画書
- ②改修工事のわかる書類（平面図、立面図等）
- ③固定資産税課税台帳の写し（補助対象住宅の所有者がわかる書類）
- ④エ事見積書
- ⑤補助対象住宅の現状及び改修工事予定箇所の写真
- ⑥補助対象住宅の位置図
- ⑦空き家証明書（解体工事を申請する場合）
- ⑧委任状（請負業者等が代行して申請をする場合）
- ⑨その他

4-2 【地域振興課→施工主】／変更決定（却下）通知

「住宅リフォーム等促進事業補助変更決定（却下）通知書」／様式第5号

5 【施工主→施工業者】／工事代金支払

※施工業者は施工主に対して「請求書」と「領収書」を発行してください。

6 【施工主（代理人）→地域振興課】／完了報告書

「住宅リフォーム等促進事業完了報告書」／様式第6号

※リフォーム等が終了し、施工業者へ工事代金を支払った後に報告書の提出となります。

○添付書類

- ①工事代金請求明細書・エ事代金領収書の写し
- ②住宅の現況・改修工事箇所の写真
- ③請求書「住宅リフォーム等促進事業補助金交付請求書」／様式第7号
- ④その他

○書類の配付場所

氷川町役場 宮原振興局 地域振興課

氷川町ホームページ（申請書ダウンロード→「産業」にチェックを入れて

「検索を開始する」をクリック）

○受付場所・問い合わせ先

氷川町役場 宮原振興局 地域振興課

☎0965-62-2315